

平成26年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成26年3月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について
 - 議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について

議案第24号 町道の路線認定について

議事日程第1号

平成26年3月4日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 3件

(1) これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書

(2) 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する陳情書

(3) 現金出納検査結果報告（平成25年11月～平成26年1月分）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 23件

議案第2号 平成26年度御嵩町一般会計予算について

議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について
- 議案第24号 町道の路線認定について

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	総務課長 寺本公行
企画課長 山田徹	まちづくり課長 須田和男
税務課長 佐久間英明	住民環境課長 小木曾昌文
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 若尾要司
農林課長 田中宣行	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 田中秀典
学校教育課長 藤木伸治	生涯学習課長 水野嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局
書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成26年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いいたします。

なお、広報紙などに掲載するため、議会事務局職員による撮影並びにケーブルテレビ可児より撮影取材等の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山田儀雄君、7番 伊崎公介君の2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月17日の議会運営委員会において、本日より3月19日までの16日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より19日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

町長の施政方針の発表

議長（加藤保郎君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

いよいよ平成26年度に向けてのこの定例会となりました。1年間の事業等々が全て決まるわけではございませんけれど、慎重なる御審議の上、方向性が定まるよう議会の皆さんとしっかりと議論をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

若干長くはなりますが、施政方針を述べさせていただきます。

第1回議会定例会の開催に当たり、平成26年度、また将来に向けて町が進むべき方向性や課題について述べさせていただきます。

第1回定例会、いわゆる3月定例会は、日程の関係上、必ずあの3月11日を含む会期となります。1年に1度、町民の身体・生命の安全を守るべく、ハード・ソフト両面から徹底的に議論する、被災地の皆さんが身をもって与えてくれた時間と位置づけております。被災地を目の当たりにし、言葉を失い、被災者の話に涙した経験は終生忘れることはありません。限りないとは言えない時間と限りある財源は、自然への畏怖心を抱けば抱くほど人間の力のなさを思い知らされます。議員の皆さんともども為政者として町民の皆さんから信頼されるよう責任を果たしてみたいと考えております。

第2次安倍内閣発足から1年が経過しました。この1年間、デフレ不況からの脱却を図るためのいわゆる「三本の矢」が推進されてまいりました。その政策の効果につきましては、実質GDPや物価に関する数値を見る限りでは、日本経済は着実に右肩上がりになっているものと思われまふ。今後は、大企業のみならず中小零細企業、あらゆる職種の収益が拡大し、賃金上昇、雇用の安定などにつなげ、そこから消費の拡大等を通じてさらに企業の増益を図る経済の好循環を実現していただきたいと考えております。

また、大都市には好況感はあるようでありまふが、地方にはまだ波及しているとは言えまふせん。消費の拡大や経済の好循環は地方にこそ求められているものと考えており、都市型の経済対策で終わらぬよう希望するところでありまふ。

加えてこの4月から、社会保障の安定財源として消費税が8%に引き上げられ、さらに10%までの引き上げが予定されております。これが経済にどのような影響を与えるのか、また本町の財政にも少なからず影響を与えるものでありますので、注視してまいりたいと思っております。

さて、先月ソチで冬季オリンピックが開催されました。4年に1度の冬季スポーツの祭典としてオリンピックを目標に各選手は頑張ってきたことだと思ひまふ。日ごろの練習の成果を出

し切り、満面の笑顔を浮かべた選手もあれば、プレッシャーのため力を出し切れず、涙を流した選手もありました。どのような結果であったとしても、全ての選手が私どもに感動を与えてくれたのは事実であります。この感動を6年後には、この日本で間近で見られることとなります。昨年、オリンピック・パラリンピックが2020年に東京で開催されることが決定いたしました。前回の招致の際は選から漏れたわけではありますが、もう一度東京でオリンピック・パラリンピックを開催したいという関係者の強い信念、執念が招いた結果だと思えます。平成26年度は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた第一歩が踏み出される年であります。我が御嵩町も、平成26年度は新たなまちづくりへの歴史的な第一歩を踏み出す年となります。

大きな柱としては、第1に長年の懸案事項であった亜炭鉱廃坑問題が新たな局面を迎える年であり、第2に環境モデル都市としての各事業がスタートする年であります。亜炭鉱廃坑問題は長く険しい道のりであり、先人も含め幾度も挫折を味わったものであります。また、環境モデル都市についても一度選に漏れた経験をしております。その意味では、東京オリンピック・パラリンピック招致委員会のように信念を持って取り組んだ結果が実ったものであり、執念で招き入れたものだと思っております。

第1点目の柱である亜炭鉱廃坑問題は、当町が歴史的に抱える最重要課題であります。また、解決は不可能との認識の強い負の遺産と位置づけてきました。顔戸地区で民家を含んだ大規模な陥没が起きたことはまだ記憶に新しいところでありますが、昨年におきましても、比衣地内において道路の真下で陥没が発生しました。幸い早朝ということもあり、車や人が通っておりませんでした。一步間違えば大惨事を起こす可能性もありました。陥没事故は毎年のように発生しており、これまで人命にかかわる事故がなかったのが不思議なくらいであります。

亜炭鉱廃坑における現行法では、陥没が生じた場合、積み立ててある基金で埋め戻す、いわゆる原状回復を行うのみというものであります。しかし、その基金は既に枯渇の危機に瀕しております。私は、基金の積み増し、さらには陥没箇所の現状回復ではなく、予防充填の必要性について、町長就任以来声を大にして要望してまいりました。いつ陥没が発生するのかわからない状況のもと、人命にかかわる大惨事が起こってからでは遅く、また、今後起こり得るとされている南海トラフ巨大地震における亜炭鉱廃坑の陥没に対応するためには、予防のための対策が必要であることは言うまでもありません。

行政レベルでは、私はもとより町民の皆さんの声、全国で初めて亜炭鉱ハザードマップをつくり、さらに亜炭鉱廃坑対策検討プロジェクトチームにより、充填実験などを実施したこれまでの町の姿勢と同様に、予防充填の必要性を訴えていただいていた古田岐阜県知事の声が、そして政治レベルでは、御嵩町議会の声と同様、国会議員皆様の声が政府に届き、国の平成25年度補正予算で、経済産業省において国土強靱化に基づく防災・減災という観点で、南海トラフ

巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業として40億円もの予算が計上されることとなりました。今後想定される南海トラフ巨大地震によって震度6弱以上が想定される地域において、亜炭採掘跡の陥没の危険性が見込まれる地域を公募により選定し、採択された場合にはモデル事業対象地域として地盤の脆弱性調査と防災工事を行うことができるものであります。

また、今補正予算において、国土交通省におきましても道路利用者の安全な通行を目的とした予防措置の観点から、旧国道21号線、上恵土・御嵩間で亜炭鉱廃坑の状況調査が実施されることになりました。さらに、岐阜県の当初予算においても、緊急輸送道路である県道多治見・白川線の充填について5億円が計上されました。これら国・県の動向は、本町の悲願であった亜炭鉱廃坑問題の解決の糸口であります。やっと指をかけることができ、まずは使命を一つ達成できた感がございますが、この糸が切れてしまわないように、今後は手繰り寄せていくことに邁進したいと思っております。

第2点目の柱として、4月から環境モデル都市として歩み出すこととなります。

低炭素社会の構築は今や地球規模の課題となっております。5年前の第1回目の募集にも応募はしましたが、当町の提案は受け入れられませんでした。ですが、再募集にチャレンジした結果、当町独自の少し背伸びをして、皆で頑張れば達成できる数値を目標とした事業提案が認められ、昨年3月15日選定され、全国で20となる環境モデル都市の仲間入りを果たしました。

4月1日には、まさにキック・オフを宣言し、各種事業に着手いたします。昨年4月2日に当時の坂本総務副大臣から選定書を授与していただいて以来、この1年間、さまざまな機会を捉え、今後御嵩町が取り組む事業や御協力をいただく内容などについて広く住民の方々にお知らせしてまいりました。また、行政として今後5年間に取り組む事業と計画の実施によるCO₂の吸収・削減目標を掲げたアクションプランを策定し、4月からスムーズなスタートを切るための準備を進めてまいりました。

事業の具体的な取り組みについては後ほど述べますが、かつては産業廃棄物処分場建設問題に揺れ、環境への取り組みの先頭を走った御嵩町であります。環境モデル都市として選定され、事業をスタートさせるに当たり、次の世代にこの御嵩町を健全な状態で残せるよう、町民の皆さんと一丸となり実施していきたいと考えております。また、現在、岐阜県内では御嵩町一町でのスタートとなりますが、この地域、県内へ波及させることができるように魅力ある事業にしていきたいと思います。

今回、議会に提案させていただきます平成26年度予算案の審議に当たり、政策の重立った内容、基本的な考え方につきまして御説明させていただきます。

平成26年度一般会計予算額は67億3,000万円で、前年度と比較し6.1%の増であります。特別会計、企業会計と合わせた総額は125億5,970万円で、対前年度比6.3%の増額となり、過去2

番目、実質では最大の予算総額となりました。景気の先行きが不透明な部分がある中で、町財政としてはまだまだ厳しいところではありますが、このような大きな予算となりましたのは、亜炭鉱廃坑対策、環境モデル都市関連事業において国や県からの補助金や交付金を有効に活用しながら事業を進めていくことができるからであります。

一般会計歳入につきまして申し上げます。

町税につきましては、個人住民税の増加などにより、町税全体で前年度より1,887万8,000円増の23億1,413万2,000円を見込んでおります。また、地方消費税交付金につきましては、この4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、消費税の地方分配率が増加することにより4,800万円増の2億1,100万円を見込んでおります。また、各事業において補助金や交付金をできる限り活用するため、その歳入額を見込んだ計上となっております。

次に、一般会計歳出についてですが、防災・環境・福祉・土木・教育の各分野において、御嵩町をより住みよいまち、災害に強いまちにするための事業費を計上しております。それぞれの分野で各事業を実施いたしますが、平成26年度の柱となる亜炭鉱廃坑モデル事業と環境モデル都市事業に関連する事業が多く、これにつきましては部課の枠を超え、全庁一丸となって取り組んでいく所存であります。

それでは、重立った施策、事業について、一部予算計上額も示しながら御説明申し上げます。最初に、総合計画の策定と機構改革について申し述べます。

本町では、昭和50年以来4次にわたり計画的なまちづくりの指針として総合計画を策定し、諸施策を推進してまいりました。21世紀に入って、少子・高齢化が急速に進み、社会構造が激変する中で、「ひと・みどり・ものづくり、いきいき十字路タウンみたけ」をキーワードに、まちづくりを目指した第4次総合計画も平成27年度で10年間の満了を迎えようとしております。

町が抱える課題に対応し、推進した住民参加・協働型のまちづくりプログラムは、一定の成果、実績を町史に記してまいりました。そして、それらの施策を継承しつつ、新たな課題も生まれ、重要点として防災と環境面での取り組みが今後大きくクローズアップされています。もちろん教育文化・福祉・社会保障、そして経済対策や各分野でのインフラ延命など多種多様な問題への対応も待たなしで求められています。

平成26年度予算においては、新しいまちづくりの総合計画策定の基礎データを構築するための住民アンケートや住民ワークショップの開催などを実施する事業費を計上いたしました。機構改革につきましては、平成26年度の2本柱を全庁一丸となって推進するため、副町長を本部長とした推進本部を本格稼働してまいります。さらに、その重要課題に臨む体制として、亜炭鉱廃坑対策室、環境モデル都市推進室を設置いたします。そして、人員配置を見直し、限られた人員で各業務を効率的かつ効果的に行うための機構の改編を実施いたします。

なお、平成26年度から新たに内閣官房へ職員を1人研修派遣させる予定であります。現在派遣しております県庁、県税事務所に続くもので、各関係機関との連携を一層強化するものと考えており、少数精鋭へとかじを切る町組織にとり、職員の資質向上は必須の条件であります。必ずや将来、組織にとって生かせる研修となると確信をしております。

次に、防災・減災対策について申し上げます。

冒頭でも触れましたが、未曾有の大災害であった東日本大震災から3年が経過しようとしています。いまだに大勢の方が仮設住宅で暮らしています。一刻も早い復興を望むものであります。その東日本大震災を教訓に、防災・減災に関する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立いたしました。今後起こり得る大規模災害に備えて、強い国土・地域をつくり、みずからの生命・生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させるために国土強靱化基本計画を策定するものであります。今世紀前半にも発生が懸念されております南海トラフ巨大地震も当然国土強靱化の視野に入っておりますが、この大地震が発生した場合、本町におきましては、亜炭鉱廃坑がどのように影響するのかわかり知れず、少なくとも内陸部では最も甚大な被害が出るのが予測されます。

また、行政は最悪を想定しなければなりません。さきに述べたように、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業においてモデル市町として採択された場合は、これにより亜炭鉱廃坑に関する各事業を進めてまいります。平成26年度予算においては、対策を希望する本庁舎などを初め、地盤の危険度を調査するための地盤脆弱性調査の委託料、地下充填に係る設計委託料などを計上しております。

自然災害は巨大地震だけではなくありません。本町におきましては、近年2度にわたる豪雨による災害がありました。自然災害はいつ起こるかわからず、どのような災害にも想像力を働かせて備えておくことが重要であります。御嵩町地域防災計画は本町における防災のかなめであります。これまでの町内外で起きた災害に対する知識・経験を踏まえた修正作業を平成24、25年度にわたり行い、その改訂版が完成いたしました。

改訂後の地域防災計画の大きな特徴の一つに、「自らの命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」といった、いわゆる自助・共助が防災の基本的な考え方であることが明記されております。この自助・共助を実践するために平成24年度から御嵩町防災アカデミーを開催し、この2年間で79名の御嵩町防災リーダーが誕生しております。平成26年度におきましても引き続きこのアカデミーを開催したいと考えており、そのために必要な予算、及び資質向上のため神戸などの防災先進地への視察研修費もあわせて計上しております。

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待は大きいものがあります。しかし、被災現場においてボランティア活動が無秩序に行われるとかえって現地が混乱することが予想

されます。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、活動拠点の提供など環境整備を図ることにより、ボランティア活動が円滑に行われるようにする必要があります。地域防災計画では、ボランティア活動拠点はきらり館としており、社会福祉協議会での運営がされることとなります。しかし、大規模災害発生時におけるボランティアセンターとしては物理的に機能させることは不可能となるのが実情であります。そこで、既に土地開発公社で取得している旧JA上之郷支店跡地の買い戻しを前提に、ここにボランティアセンター、さらには緊急支援物資集積センターとしての機能をあわせ持つ防災活動拠点施設の建設を計画いたします。なお、緊急時以外は上之郷地域の活性化を促すための施設として各年代層が使用できるよう、また地域の住民の皆さんの声を反映させた使用目的に対応できるような施設にしたいと考えており、いわゆる防災施設とコミュニティセンターをあわせ持つ複合施設として建設することを計画しております。そのための予算として設計委託料1,998万円を計上しております。平成26年度前半に防災の専門家や地域住民の意見をお聞きする時間を多く用意したいと考えております。

発災直後においては、負傷者の救助体制が確立されていなければなりません。その任に当たる消防団の活動をさらに充実する必要があります。このため、現在各地区に分散しております各分団の訓練活動場所を南山消防グラウンドに統合することとします。そのための予算として、消防グラウンド整備工事費2,600万円を計上しております。消防団の要望に応え、この整備をすることにより操法訓練など4つの分団が同じ場所で訓練し、互いに刺激し合うことで訓練活動の質の向上が図られ、ひいては消防団活動の充実に大いに寄与するものと期待しております。

平成24年12月に中央道笹子トンネルの天井板が崩落する事故が発生したことを契機に、道路構造物の老朽化問題が注目されるようになり、国土交通省を初めとし、全国地方自治体において、道路を構築する対象構造物本体や附属施設の損傷状況を把握することを目的とする道路ストック総点検が進められています。本町においても、この道路ストック総点検を順次継続的に実施してまいります。平成26年度は国の防災・安全交付金を財源に、緊急度の高い町道千ノ井・真多羅線を初めとする道路舗装修繕工事延長360メートル分及び、顔戸橋など町道にかかる橋の長寿命化に向けての橋梁補修設計費、塗装等修繕工事費など合わせて6,440万円を計上しております。

また、公共下水道浸水対策事業として、これも国の防災・安全交付金を財源に、平成25年度の整備延長113メートルに引き続き、長岡雨水幹線工事として整備延長130メートル分6,000万円を計上いたしました。

以上、防災・減災対策としてのソフト・ハード両面に対する施策を述べましたが、本町の防災・減災対策の機能を充実させるよう一層努めてまいりたいと考えております。

次に、環境モデル都市について申し述べます。

環境モデル都市関連事業についての本町の取り組みは、大きな5つのテーマで構成されています。

1つ目として、全国で2番目として採用した森林経営信託による森林再生を柱として、水土里隊による里山保全活動、企業との協働による森づくり活動の推進など、森林の再生を目指した取り組みを推進してまいります。町有林の適正な管理と森林資源の有効活用を目的とした森林経営信託事業は、平成23年12月に開始され、約2年が経過しました。これまでの実績は順調なものであり、26年度におきましても引き続き計画どおり進めてまいります。さらに、森林の再生を進める事業といたしまして、清流の国ぎふ森林・環境基金事業を活用し、町民参加による環境モデル林整備、里山再生復活事業、みたけの森湿原地保全事業及び民有林を対象とした環境保全林整備事業などの予算に1,143万円を計上いたしました。

2つ目に、車に頼らないまちづくりのため、名鉄広見線やふれあいバスの利用促進を図りつつ、他方では、電気自動車やプラグイン・ハイブリット車等の普及を促進するため、公共交通の再生と次世代自動車への転換を図ってまいります。

公共交通の再生につきましては、低炭素コミュニティー実現のための大きな柱であります。地域住民や町内企業を含めたモビリティマネジメント、すなわち車に頼らないまちづくりは、まさに本町の公共交通の基軸である名鉄広見線を活用することで、その実現がより現実的なものになります。また、名鉄広見線は御嵩町にとって単なる一公共交通機関でなく、まちの経済や社会文化、郷土の歴史を織りなす地域の重要な資源・財産でもあり、環境面、そしてまちづくりにおいて欠かせないものでありますが、周知のとおり存続が危ぶまれているのが現状であります。

平成26年度は、名鉄への財政支援を前提にさまざまな利用促進を強力に推し進める第2次活性化計画の中間年であります。可児市とともに運行支援を継続しつつ、今後の存続を前提に議論を深める大切な年でもあります。名鉄広見線活性化協議会においては、右肩下がりの利用状況を食い止め、これまで以上の利用促進を図るとともに、平成26年度に沿線住民意識調査を実施し、住民の方々の思いを酌み取りながら次期存続に向けての検証を行ってまいります。

車社会においてCO₂の排出を削減するには、なるべく乗り合いをし、一台でも自動車の運行を減らすことが必要であると考えます。そのような意味で、コミュニティバスにつきましても公共交通として環境に優しいものであり、また移動手段のない方にとっては唯一遠方への移動手段としてなくてはならないものであります。

現在運行しております町コミュニティバスは、御嵩や中地区をコースとするふれあいバスとして、また上之郷や伏見でのタクシー車両を利用したふれあい予約バスとして、住民や関係者

の皆さんから幅広い意見を聞きながら、昨年4月に再編スタートいたしました。平成26年1月まで10カ月間の利用者数は、ふれあいいバスが1万5,995人、ふれあい予約バスが5,486人であり、町コミュニティバス全体では合計で2万1,481人、1日当たり105人と多くの方に利用していただきましたが、運行についての懇談会を各地区で行ったところ、バス停の増設や移動、ルートの見直しなどの要望が多数ございました。そのため、関係機関や地域公共交通会議での協議を経て、より利用しやすいものに再構築し、この4月から再度スタートいたします。一人でも多くの皆様に乘っていただき、利用者の声を聞きながら、今後も改善を重ねて、さらに利便性を高め、より満足していただく交通手段となるよう努めてまいりたいと思っております。

3つ目が、町民の皆様誰もが参加できる取り組みである家庭・事業所でのCO₂削減活動であります。各家庭における無理のない節電を初め新改築の際の省エネ住宅への移行、既存住宅における太陽光発電設備の導入に加え、次世代自動車への買いかえなども家庭での取り組みの一つであります。町民一人一人が地球規模での環境問題を深く意識していただくことが必要であり、各御家庭における協力がなければ達成できない取り組みであります。

平成26年度におきましては、電気自動車の一般への普及推進を図るための充電インフラとして、町内初の急速充電施設を整備いたします。また、再生可能エネルギーの普及推進のため、平成24年度より災害時における地域への電力融通を条件として、一般住宅への太陽光発電設備設置について補助してまいりましたが、これを事業所にも拡大するとともに、革新的エネルギーの普及推進を図るため、燃料電池の設置に対する補助を追加し、都合600万円の補助金を計上しております。

4つ目には、分散型エネルギーへのシフトを掲げております。

今年度、岐阜県が再生可能エネルギー等導入推進基金事業、いわゆるグリーンニューディール基金事業に採択されたことに伴い、本町が応募していた自立型避難所の構築に関連する事業の採択をいただきました。事業内容としましては、災害時の必要電源を確保するため、中公民館、海洋センター、向陽中学校などに太陽光発電、蓄電池、燃料電池などを設置するもので、本事業により非常時の際は一定期間自立した避難所運営が可能となることが期待できます。さらに、非常時の際の電力供給施設として、さんさん広場、わいわい館への蓄電池等の整備も認められたため、これら関連工事を合わせて2億1,390万5,000円を計上しております。

なお3点目、4点目は防災を意識した環境施策と位置づけております。

そして5つ目といたしまして、環境教育の充実と将来環境課題に積極的に取り組む人づくりであります。幼年・若年層より環境問題を意識し、また、意識せずとも環境に配慮した生活を営むことがごく当たり前の社会を形成していくためには、環境教育・環境学習は不可欠であります。保育園や幼稚園、小・中学校や高等学校における環境関連教育を初め、教育現場以外で

環境学習をサポートしていただける人材の育成や各種環境講座等で環境問題について学び、実践していただく機会を多くつくりたいと考えております。これにつきましては、本町の環境モデル都市としての取り組みを広く、また将来にわたり継続的に推進していくため最も重要なものであると考えております。

さらに、環境モデル都市アクションプランに基づく事業といたしまして、ごみ減量のための新たな取り組みを実施いたします。生活系廃棄物の排出量がふえている中、一層の減量意識を持っていただくために、可燃ごみ袋の中身が大きく減るプラスチック製容器包装の分別収集を本年6月から導入いたします。さらに、ごみ袋の使用を意識していただき、これ以上の可燃ごみの抑制につなげたいと考え、10月にはごみ袋料金の値上げを実施いたします。ただし、プラスチック製容器包装の分別収集が定着することにより、可燃ごみ袋の中身が減ることを想定し、また値上げによる経済的な負担が軽減されるよう、新たに中袋を加えることにいたしました。この取り組みにつきましては、住民の皆さんの理解を得るために、1月中旬から2月中旬にかけて全ての自治会を対象とした説明会を行ってまいりました。今後も住民の皆さんの一層の理解を得るため、また混乱のないよう、重ねて周知をしてまいります。

今定例会において関係条例を一部改正する条例を上程し、また当初予算においてもこれに関する事業費を計上しております。議員の皆様におかれましても、可燃ごみ減量のための取り組みとして御理解と御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、環境モデル都市という金看板のもと、今後各種事業を展開していくこととなりますが、行政だけの空回りにならないよう、多くの住民の参加・協力・アイデアをいただきながら、「地域資源を生かした低炭素コミュニティ・みたけ」実現のために取り組んでまいりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

次に、福祉関連について申し上げます。

国におきましては、社会保障と税の一体改革が進められております。昨年の12月には社会保障制度改革の全体像、進め方を明示するものとして、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法案が成立いたしました。本町におきましても、少子化対策、高齢化対策など福祉関連にはさまざまな課題があり、国の動向を注視しながら各事業を進めてまいりたいと考えております。

この4月から実施される消費税率5%から8%への引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響、子育て世帯への消費下支えと負担の影響緩和の観点から、対象者に1回に限り給付金を給付する臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業が全国一斉に展開されることとなりました。本町におきましても、臨時福祉給付金の給付対象者が約7,000人あり、給付事業費として9,590万円を、また子育て世帯臨時特例給付金給付対象者が約2,300人あり、給付事業

費として2,710万円をそれぞれ計上させていただいております。この事業につきましては、給付金及びその給付に係る事務的経費を含め、全額国庫支出金で賄われるものであり、速やかに申請及び確認等の事務に着手し、給付対象となられる方々に支給できるよう努めてまいります。

介護保険制度については、要支援者に対する訪問介護や通所介護について、全国一律のサービスではなく、市町村の判断で地域の実情に応じて効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう地域支援事業の形式に見直すことなど、市町村にその地域の実情、特性に合った介護予防を委ねるといった考えのようであり、今後、市町村の果たす役割はますます重要になると考えております。

高齢者で要介護認定となる方は、今後も引き続き増加することは周知の事実であります。それに連動して保険給付費も年々増加しております。私は、要介護認定者を一人でも少なくすること、要介護認定者となる時期を1年でも遅くすることが大切であり、元気な高齢者をふやしていく必要があると痛感しております。25年度においては、「MTK48」など高齢者の生きがいとなる新しい介護予防の形をつくることができたと思っております。今後につきましても、これまで以上に介護予防事業を進めてまいりたいと考えております。また、来年度は平成27年度から始まる第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定をする重要な年であり、引き続き国の動向や法律の改正内容などをしっかりと情報収集し、計画に反映していきたいと考えております。

伏見児童館につきましては、日ごろより多くの子供たちや育児中の保護者の憩いの場として利用させていただいておりますが、26年度中に建設を進め、27年4月から新しく生まれ変わることとなります。新しい児童館は、子供たちはもとより、高齢者も気軽に立ち寄ることができる、また気軽に筋力トレーニングを中心にスポーツ活動にも取り組んでいただける世代を超えた交流の場となります。なお、伏見児童館につきましても、ほかの公共施設同様、さきに申しました環境モデル都市として分散型エネルギーへのシフトを目指したものであり、太陽光発電設備とそれを生かすための蓄電池設備を設置いたします。非常時には、避難所として自立した運営が可能となるものであります。

次に、水道事業会計について申し述べます。

平成26年度予算から、地方公営企業会計基準の見直しにより補助金等により取得した固定資産の償却制度・引当金の計上など、新たな会計処理方式で予算書を作成いたしましたので、よろしく願いいたします。

上之郷の無水道地域を対象とする上水道整備事業については、西洞配水場、小原の樋ヶ洞地区及び西洞地区の水道管布設工事が完了いたしますので、この地域の御家庭では4月以降給水を開始できる運びとなりました。平成6年の大渇水より待ち望んだ事業が達成できる見通しと

なりました。平成26年度は、綱木地区及び小原地区の一部の水道管布設工事費1億500万円を計上しましたので、これが完成すれば、この地域につきましても給水が始まることとなります。

このほか、施設更新工事として長谷送水ポンプ場の更新工事を26、27年度で実施すべく、債務負担行為も含めて3億1,000万円を予算計上したほか、共和台送水ポンプ場の改良更新工事費1億3,100万円を計上しております。水道は日常生活になくてはならないライフライン事業ですので、老朽化した施設、配水管等の更新を計画的に行い、安定供給の確保を図ってまいります。

農業政策について申し上げます。

昨年12月に、国は未来が見える農業・農村政策として、今後の農政改革について新たな方向を示しました。これは、農業経営の効率化などを進める担い手への農地利用の集積・集約化、経営所得安定化対策を行うものであり、これにより昭和40年代から続いている米政策が大きく変貌するものです。今後は、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産を行うことができ、農業経営者の経営判断を軸とした農業の産業としての自立を目指すものであります。本町においては、伏見地域を核とする伏見機械化営農組合が1月15日に農事組合法人ふしみ営農として立ち上がりました。今後も町の中心的な担い手として、耕作放棄地の解消、高齢化による不耕作地の拡大防止に寄与するものとして期待するものであります。

農事組合法人ふしみ営農は、補助制度を利用して農業機械等の更新を行うことから、平成26年度その支援を行い、本町における農業が産業として成長できることを願うものであります。今後も、農業者への支援とともに農業の担い手や新規就農者等が育つ環境づくりを進めてまいります。

教育に関することについて申し上げます。

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が公布されました。法で定めなければならないほどいじめの問題が深刻になってきたということでしょう。家庭、学校、社会、あらゆる教育の場で人権教育を推進するとともに、町ぐるみで子供たちへの見守りや声かけを行うことによっていじめを防止し、子供たちの笑顔を育むことができたらと考え、本定例会に御嵩町子どもの笑顔づくり条例を上程いたします。この条例につきましては、もしいじめが本町内の学校で起こった場合、その事案が重大か否かにかかわらず、全ての案件を私町長に報告するよう規定を設けてあります。学校や地域にお願いするだけでなく、これまで以上に私も子供たちと正面から向き合う覚悟であります。

以上、平成26年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸事業の概要について御説明申し上げます。

平成26年度は私にとって2期目の集大成であり、結びの年であります。冒頭にも述べました

とおり、亜炭鉱廃坑問題には一定の道筋がつき、私の掲げたマニフェストがちりばめられています。環境モデル都市にも選定されました。これらの各事業を軌道に乗せることが今後の御嵩町の希望になるものと考えております。このような歴史的な年を議会の皆様と共有していただきたいと思っております。御協力のほどをお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

今回提案いたしますのは、平成26年度一般会計及び特別会計の予算に関する議案6件、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案5件、条例関係11件、その他1件、都合23件であります。

後ほど担当から詳細に御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたりまして御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますよう心からお願い申し上げまして、施政方針を終えます。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、本日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

なお、先ほど会議録署名議員の指名を行いました。5番 柳生千明君、6番 山田儀雄君に変更させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告書つづりをごらんください。

これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する陳情書、現金出納検査結果報告（平成25年11月分から平成26年1月分）、以上の3件が議長宛てにありました。ここにその写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する陳情書は、2月19日の民生文教常任委員会協議会で取り扱いに関し協議をしていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

施政方針に関しまして町長から発言を求められていますので、それを許可します。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変長時間にわたっておつき合いいただき申しわけなかったんですが、御説明が違っていました部分がありました。

皆さんのお手元にあります施政方針の 3 ページであります。上から 4 行目「さらに岐阜県の当初予算」としてありますが、これは 25 年度補正予算の誤りでありますので、内容を変えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。どうも済みませんでした。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第 5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第 2 号から議案第 24 号までの 23 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 23 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、当初予算を行います。

議案第 2 号 平成 26 年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第 2 号 平成 26 年度御嵩町一般会計予算について御説明申し上げます。

当初予算の内容につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課が説明をしております。今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 26 年度御嵩町の一般会計の予算は、次に定めるところによつた宣言文の後、第 1 条

で、歳入歳出予算の総額は67億3,000万円と定める旨規定しています。この予算額は2本の大きな柱を持つ予算であるため、過去2番目に大きい予算額であります。1つは亜炭廃坑問題の解決、指導をするための予算、2つ目は環境モデル都市推進のための予算であります。詳細はこの後、歳出で説明させていただきます。

各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページ掲載の第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

第2条、債務負担行為及び第3条、地方債につきましては、それぞれの表で説明させていただきます。

第4条規定の一時借入金は、借り入れの最高額を8億円とするものです。

第5条は、地方自治法第222条第2項ただし書きの規定に基づく歳出予算の流用に関する特例を定めたものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為であります。設定件数は全部で3件、それぞれの項目ごとに期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。第5次総合計画等策定業務委託は、平成28年度からの10年間、町の将来像実現のための基本方針・施策などを示す総合計画策定であります。平成26年度に住民アンケート、住民ワークショップを実施、計画の基礎を固め、平成27年度にかけて策定するため、債務負担行為限度額400万円を設定するものであります。

次に、第3期情報系クライアント機器導入業務は、ウインドウズXPのOSサポート終了に伴い、庁内端末40台を平成26年度においてウインドウズ7に入れかえをすることによる機器のリース料金であり、平成27年度から平成31年度までの限度額として854万2,000円を設定するものです。

3件目は、平田頭首工に係る土地改良施設維持管理適正化事業負担金であります。老朽化による頭首工補修工事のため、土地改良施設維持管理適正化事業として毎年負担金を納める必要があります。平成27年度から平成30年度までの負担金の限度額として520万円設定するものであります。なお、工事施行は平成27年度を予定しています。

10ページをお願いします。

第3表 地方債を説明いたします。平成26年度は借入件数10件、借入限度額5億490万円あります。まず、低公害車導入事業620万円は、環境モデル都市アクションプランに基づくハイブリッド自動車2台の購入に充てるものであります。伏見児童館再生可能エネルギー設備整備事業1,290万円は、太陽光及び蓄電池整備に充てるものです。県営土地改良事業負担金負担事業1,590万円は、可茂南部2期和智洞ため池など岐阜県が施行する事業に、可児川防災等た

め池組合負担金負担事業590万円は、可茂南部1期前沢ダムなど組合が整備する事業に、また県道改良事業負担金負担事業1,350万円は、岐阜県が施行する町内の県道改良事業の負担金に、それぞれ充当する地方債であります。地方道路等整備事業1,210万円は、町道千ノ井・真多羅線舗装工事などの防災安全交付金事業に、さらに公共下水道浸水対策事業2,560万円は、長岡排水路整備事業のための借り入れであります。消防防災施設整備事業1,950万円は、南山消防グラウンド整備に係るものです。水道未普及地域解消事業3,330万円は、水道事業が行う上之郷水道未普及地域解消事業に係る建設改良費の3分の1相当額を一般会計出資債として借り入れするものであります。最後に、臨時財政対策債3億6,000万円は、地方財政法第5条の特例として発行が認められるものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

14ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、この後附属書類で説明いたしますので、先に予算書110ページをお開きください。

予算書110ページから115ページまでが特別職及び一般職に係る給与費明細書であります。特別職・一般職合わせ平成25年度対比で2,724万6,000円の減額となっております。

116ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書です。都合8件の債務負担行為について、平成26年度以降の支出予定額を示しています。

117ページをお願いいたします。

平成24年度から平成26年度までの地方債残高の推移をあらわした調書が載せてあります。右下にありますように、平成26年度末地方債残高見込みは46億6,773万7,000円で、平成25年度末対比で9,114万9,000円の増額となっております。これは臨時財政対策債の増によるものであります。

それでは、平成26年度御嵩町歳入歳出予算附属書類の説明をさせていただきます。

附属書類の緑色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

平成26年度会計別予算総括表であります。そのうち一般会計の予算額は67億3,000万円で、前年度比6.1%、3億8,600万円の増額となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、平成25年度予算と比較し、増減額の主なものを中心に説明いたします。

款1町税は、固定資産税の減額を見込んでいるものの、個人所得、法人収益の増加が見込まれることから1,887万8,000円の増額であります。

款6地方消費税交付金は、4月からの増税に伴い、4,800万円増を見込んでいます。

款10地方交付税のうち普通交付税に関して、平成26年度地方財政計画によれば、地方全体で1.0%の減額となっていること、平成25年度御嵩町の普通交付税確定額などを考慮し、12億円と見込み、特別交付税と合わせ12億4,900万円を計上しております。

款12分担金及び負担金は、さきに成立しました国の補正予算に基づく亜炭鉱跡防災モデル事業による特定鉱害復旧事業費負担金を見込んでいるため、5,170万円の増額であります。

款14国庫支出金は2億895万9,000円の増額であります。これは、まず4月からの消費税増額に対応する低所得者対策としての臨時福祉給付金、また子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金、さらに亜炭鉱跡防災モデル事業としての特殊地下壕等対策補助金を国の補正予算に基づき計上していることが大きな要因であります。

款15県支出金は1億8,027万4,000円の大幅な増額を見込んでいます。環境モデル都市提案事業である自立型避難所整備に充当するため、グリーンニューディール基金を活用した再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金を計上しているためです。

款18繰入金は233万5,000円の減額ではありますが、財源不足を補うため、財政調整基金を取り崩していますし、また、ふるさとの活性化まちづくりのためのふるさとふれあい振興基金、さらにはふるさと納税などの寄附金を原資としたふるさとみたく応援基金、福祉向上基金、教育振興基金からの繰り入れを予定しております。

款20諸収入には、伏見児童館に太陽光蓄電池の設置に対する一般社団法人新エネルギー導入促進協議会からの助成金を計上しています。このため、款全体で1,828万2,000円の増額となっています。

最後に、款21町債は1億9,010万円の減額であります。これは、平成25年度予算では庁舎防災対策事業債を見込んでいたこと、また地方財政計画による臨時財政対策債の減額がうたわれていることなどが大きな要因であります。

次は歳出予算の説明ですので、3ページをお願いします。

款2総務費は2,157万円の増額です。環境モデル都市として4月1日にキック・オフ、アクションプランに基づき本格的に事業をスタートさせる年であります。よって、グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電を備えた自立型避難所整備など、環境モデル都市推進費が2億3,681万1,000円と予算規模は大きなものとなっております。

款3民生費は、前年度より1億6,794万8,000円増額しています。これは歳入でも説明しましたが、消費税増税に対応する低所得者対策としての臨時福祉給付金、さらに子育て世帯臨時特例給付金を計上しているためです。また、社会保障政策としての介護保険会計及び後期高齢者医療会計への繰出金、さらには障害者給付助成費が引き続きふえていることも大きな要因であります。このほかにも民生費では、伏見児童館の太陽光発電蓄電池設置工事費も計上しており

ます。

款4衛生費は4,621万円の減額であります。主に可茂衛生施設利用組合負担金減によるものであります。また、新しい施策として、6月からのプラスチック製容器包装の分別収集開始を見据え、そのための必要経費を計上しております。環境モデル都市としてリサイクルを一層推進し、ごみの減量化に努めていくことにします。

款6農林水産業費は2,478万4,000円の増額です。県単土地改良事業としての和智洞ため池改修工事、またみたけの森湿原地保全改修工事を計上しております。

款8土木費は662万9,000円の微増です。しかし、防災安全交付金を活用した町道舗装工事、長寿命化・延命化を図るための顔戸橋橋梁補修設計、井尻川改修に向けた橋梁可動堰詳細設計、さらには長岡排水整備など国の国土強靱化計画に沿い、御嵩町においても災害に強いまちづくりを推進していきます。

款9消防費は2,434万4,000円の増額です。南山消防グラウンドを操法訓練コースの増設、照明灯設置のための改修工事費を計上しています。これにより、消防団の訓練拠点として4分団同時に訓練を行うことができ、消防団活動のさらなる充実が期待されます。また、JA旧上之郷支店跡地に建設を予定しています防災コミュニティセンターに係る設計費も計上しております。

款10教育費は、児童・生徒の読書環境の充実を図るため学校図書館システム導入委託料を、上之郷中学校つり天井落下防止のための改修設計費、さらに給食センターの給湯配管更新など改修工事費を計上しているため、4,159万2,000円の増額となっております。

款11災害復旧費は2億1,426万9,000円の大幅な増額となりました。これは亜炭鉱跡防災モデル事業である地下充填を実施するため、地盤脆弱調査、特殊地下ごう対策設計及び防災対策工事費など亜炭廃坑問題の解決へ始動するための事業費を計上しているためです。

款12公債費は、元金、利子ともに支払いが減ることにより、全体で2,120万9,000円の減額です。

款13諸支出金は、水道未普及地域解消事業出資金減による4,330万円の減額であります。

4ページをお願いいたします。

このページは歳出予算の科目別性質別の内訳表であります。次の5ページは、歳出予算の財源内訳表であります。

ページをめくっていただき、6ページから9ページまでは一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬、賃金の内容が載せてあります。

さらに、10ページは当初予算規模の推移表であります。

次に11ページですが、実質公債費比率の推移に関する調査表です。表の下から4段目の実質

公債費比率は、平成26年度で9.4%を見込んでおります。下から2段目の起債年度末残高はふえるものの、地方債を借り入れる際に交付税算入率を考慮して借り入れをしていることから、実質公債費比率を押し下げる要因となっております。

次に、黄色表紙の資料は事業別予算説明書であります。一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳、主な内容を掲載しております。

水色表紙のものは主要施策の概要であり、各課、係別ごとに事業の概要を載せてあります。

以上、3件の附属書類に関する大まかな説明を終えますが、いずれの書類も予算書の内容を補充する資料でありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で平成26年度御嵩町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。内容を精査の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第3号、第4号、第5号について御説明をいたします。

初めに、議案第3号 平成26年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてから説明をいたします。

まず最初に、国保の加入状況でございますが、この2月1日現在の加入世帯数が2,873世帯、被保険者数は5,119人となっております。

それでは、平成26年度予算書の119ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億100万円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べまして4,900万円、約2.3%の増となっております。この主な要因といたしましては、歳入におきましては、歳出の増加に伴います歳入不足を補うための一般会計からの特別支援繰入金及び国保基金からの繰入金を行うことなどによるものでございます。歳出におきましては、医療給付費の増加に伴います保険給付費の増や後期高齢者医療費の増加に伴います後期高齢者支援金の増などによるものでございます。

それでは、詳細については事項別明細書で説明いたしますので、125ページをお願いいたします。

歳入からでございますが、まず款01国民健康保険税につきましては、合計で5億4,084万円、昨年度と比べまして3,409万8,000円、5.9%の減となっており、これは歳入全体の24.6%を占

めておるといふものでございます。市町村国保の抱える構造的な問題もございすが、被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解をいただきながら収収の確保に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

款03国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせまして4億2,687万5,000円で、全体の19.4%を占めております。このうち3億6,405万3,000円につきましては、定率32%の国庫負担であります療養給付費負担金でございます。財政調整交付金などと合わせまして、対前年度と比べまして358万4,000円の増でございます。

款04療養給付費交付金は1億6,917万円で、全体の7.7%。これは退職者医療に対するものでございまして、60歳から64歳までの該当者の方の医療費の給付の増加に伴いまして284万4,000円の増加となっております。

款05前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方の医療費に対する負担調整のための支払基金からの交付金でございます。現年度分、過年度分の精算分と合わせまして5億4,626万9,000円で、予算の24.8%を占めるということでございます。

款06県支出金につきましては、保険財政健全化特別対策補助金や財政調整交付金などで1億493万6,000円で、前年度より360万6,000円の減でございます。

款07共同事業交付金は、岐阜県下の市町村国保間の財政安定運営のための保険制度でございます。過去3年間の医療費動向を踏まえまして、高額医療費及び保険財政共同安定化事業を合わせまして1億9,889万円を見込んでおります。全体の9%となっております。

款09繰入金につきましては、保険基盤安定制度などによります一般会計からの法定繰入金と、国保財政の赤字を補填するための法定外でございます特別支援繰入金、さらに国民健康保険基金からの繰入金を含めまして1億9,276万8,000円となり、前年度より4,491万5,000円の増となっております。

款10繰越金につきましては、現状の国保運営を考慮いたしまして1,972万8,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出について説明をいたしますので、次の126ページをお願いいたします。

款02保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など過去の実績と今後の動向を見込みまして合計で15億3,501万8,000円、前年度と比べまして2,619万1,000円の増となっております。この科目だけで歳出予算全体の69.7%を占めておるといふことでございます。

款03後期高齢者支援金は、後期高齢者の医療費の40%を国保やほかの被用者保険が負担するもので2億7,311万5,000円、対前年度比で1,569万3,000円の増となっております。予算全体の12.4%を占めております。

款06介護納付金は、介護保険の財源29%を賄う40歳から64歳までの2号被保険者からの納付金でございます。1億2,799万1,000円と前年度より409万8,000円の増額となっております。

款07共同事業拠出金は1億9,893万円、前年度比334万3,000円の増で、予算の9%を占めておるといことです。

款08保健事業費につきましては、特定健診等の事業費など1,918万4,000円を計上いたしました。

款10諸支出金につきましては、各種償還金と合わせ、平成22年度の財政運営におきまして、一般会計から借り入れをさせていただきました借入金の一部返済元金分2,500万円と利息などを計上しております。

なお、予算書の127ページから140ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり35ページからが関係分となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 平成26年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書の143ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,400万円と定めるものでございます。前年度と比べまして1,100万円の増、6.4%の伸びとなっております。

詳細につきましては、予算事項別明細書にて説明いたします。147ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01保険料は1億2,965万9,000円で、予算全体の70.5%を占めております。前年度より653万8,000円の増額となっております。後期高齢者医療の保険料率でございますが、岐阜県の広域連合より2年ごとに見直しをされております。来年度からの2年間は、均等割額が1,170円、所得割率が0.16%の増となっております。

それから、御嵩町の75歳以上の被保険者数でございますが、この1月末現在2,479人となっております。昨年の同じ時期と比べまして28人増加しておるといような状況でございます。

款03後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診の健診費に対する広域連合からの委託金として200万2,000円を見込んでおります。

款04繰入金につきましては5,100万2,000円で、対前年度517万5,000円の増額となっております。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金となっております。

款06繰越金は124万2,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。148ページをお願いいたします。

款01総務費は、事務費と徴収費で合計224万1,000円でございます。

款02後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億7,792万3,000円で、予算全体の96.7%を占めております。前年と比べまして1,156万9,000円の増となっております。

款03保健事業費は、特定健診ぎふ・すこやか健診に係る事業費等でございます。249万9,000円を計上しております。

それから、款04諸支出金は50万1,000円でございますが、過年度保険料などの還付金を予定しておるものでございます。

款05予備費、こちらは83万6,000円を計上させていただいております。

詳細につきましては予算書の149ページから153ページに、主要施策の概要つづりは36ページに関係分がございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成26年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の155ページをお願いいたします。

平成26年度御嵩町の介護保険特別会計予算は、第1条第1項で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億1,900万円と定め、第2項で介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ570万円と定めるものであります。

156ページをお願いいたします。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は14億2,470万円で、前年度当初予算と比べてプラスの4.6%、6,250万円の増額となっております。

御嵩町の介護保険を取り巻く状況でございますが、65歳以上の高齢者第1号被保険者数は、1月末現在で5,028人と昨年同時期よりも205人の増加、それから要介護認定者数は、要支援の1から要介護の5までの合計でございますが861名、昨年の同時期と比べまして27名ふえております。これに合わせて介護サービスの給付件数も大幅に伸びておりまして、今後もふえ続けていくことが予測され、給付費の増加が懸念されておるというところでございます。

予算の詳細につきましては歳入歳出予算の事項別明細書で説明いたしますので、163ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から御説明をいたします。

款01保険料は、特別徴収及び普通徴収合わせて2億8,727万5,000円を見込んでおり、予算全体の20.2%を占めております。前年度より810万9,000円の増額となっております。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分の20%、それから施設分の15%の国庫負担分と調整

交付金、それから地域支援事業に係る補助金と合わせまして3億2,257万5,000円、前年度と比べて1,565万7,000円の増額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、給付費の29%でございますが3億9,460万6,000円で、前年度と比べて1,743万9,000円の増額となっております。

款05県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、それから施設分17.5%などで、補助金と合わせまして2億366万6,000円、前年度より758万9,000円の増額となっております。

款06繰入金でございますが、一般会計からの介護給付費の12.5%の繰入金、それから事務費繰入金などで2億335万1,000円で、931万6,000円の増額となっております。

それから、款08繰越金につきましては662万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳出について説明いたしますので、164ページのほうをお願いいたします。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、介護認定費など合計で2,398万7,000円、前年度と比べまして343万円の増額となっております。

款02保険給付費は、訪問・通所・短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で13億4,993万5,000円です。前年度と比べまして4.6%の伸び、5,901万3,000円の増額を見込んでおります。この科目だけで歳出予算全体の95.1%を占めております。

款04諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業精算に伴います償還金等過誤納金の還付金でございますが、140万円を計上させていただいております。

款05地域支援事業費は、筋トレや体操教室など介護予防事業経費と配食サービスや寝たきり高齢者への介護者手当など、高齢者生活支援のための包括的支援事業の経費といたしまして4,254万3,000円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をいたしますので、183ページをお願いいたします。

ここからは、要支援1、要支援2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス事業勘定でございます。

初めに、歳入の款01サービス収入ですが、要支援認定者のサービスプランの作成によります介護報酬のサービス収入といたしまして561万8,000円、前年度よりも49万4,000円の増額を見込んでおります。

184ページをお願いいたします。

歳出の款01事業費322万8,000円は、介護予防プラン作成のための居宅介護支援事業費です。

前年度と比べまして87万1,000円の増となっております。

款02諸支出費241万2,000円は、保険事業勘定への繰出金です。サービス勘定全体では570万円、前年度と比べまして50万円の増額となっております。

なお、歳入歳出予算の附属書類につきましては、別冊の主要施策の概要の36ページから38ページが介護保険特別会計の関係分となっております。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、議案第3号、第4号、第5号、3件の当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、私のほうからは議案第6号、議案第7号について御説明いたします。2件とも主な項目を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算についてから御説明いたします。予算書の187ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,800万円とする旨規定をしております。

第2条の地方債は、第2表で説明をさせていただきます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円とするものです。

第4条は、歳出予算の流用を定めるものでございます。

191ページの第2表 地方債をお願いいたします。

起債の目的別といたしまして、公共下水道建設事業に充当する借入限度額を1億1,420万円に、また流域下水道事業負担金の限度額を2,530万円とさせていただき、総額として1億3,950万円としております。この起債の方法、利率、償還の方法につきましてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、193ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表にて説明をさせていただきます。

初めに歳入です。前年度比較が大きいものを説明させていただきます。

款01分担金及び負担金の1,857万3,000円は、25年度に整備した区域からの受益者負担金及び水道事業会計からの人件費負担金です。整備区域面積の減等によりまして、前年度比376万5,000円の減額です。

款02使用料及び手数料は、主に下水道使用料で1億9,353万1,000円です。接続世帯の増によりまして、前年度比436万7,000円の増額です。

款03国庫支出金は9,255万円です。公共下水道整備事業の増によりまして、前年度比830万円の増額です。

2つ飛びまして、款06繰入金は、一般会計繰入金及び下水道基金繰入金で4億6,468万6,000円です。下水道事業債の償還分が増額となることから、前年度比985万8,000円の増額です。

2つ飛びまして、款09町債は、先ほど御説明させていただきましたとおり1億3,950万円です。公共下水道建設事業費の補助対象事業費の増により、前年度比980万円の減額です。

以上の歳入合計といたしまして9億2,800万円、前年度比900万円の増額でございます。

次の194ページをお願いいたします。

ここからが歳出でございます。主なものを説明します。

款01下水道事業費の4億5,628万5,000円は、下水道維持管理費として流域下水道への流域維持管理負担金や監視・管理委託料などです。また、下水道建設費では、工事請負費、流域下水道建設事業負担金などとなっております。下水道整備事業詳細設計委託業務の減等によりまして、前年度比271万円の減額でございます。

1つ飛びまして、款03公債費の4億6,634万2,000円は、下水道事業債の元金償還金の増等によりまして1,141万4,000円の増額です。

以上の歳出合計は9億2,800万円、前年度比900万円の増額です。

以下、195ページからは歳入歳出の明細となっております。また、附属書類として主要施策の概要の39ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しいただけますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第6号 平成26年度御嵩町下水道特別会計予算についての御説明をさせていただきました。

続きまして、議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算についてを御説明させていただきます。

予算書の209ページをお願いいたします。

第1条は、当会計予算を定める総則でございます。

第2条は、業務の予定量を給水件数6,350件、年間総給水量209万立方メートル、1日平均給水量5,726立方メートルと予定し、主な建設改良事業といたしましては、上之郷地区の水道未普及地域解消事業、長谷、共和台等の総配水管及び施設改良事業、井尻地区の下水道関連移設事業、長岡地区の老朽管更新事業を予定するものでございます。

次の210ページをお願いします。

この26年度予算決算から地方公営企業会計制度が改正されましたので、補助金等により取得した固定資産の償却制度、引当金の計上など新たな会計処理方式で予算書を作成いたしましたので、よろしくお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入の第1款水道事業収益として6億1,800万円を計上いたしました。主な収入は、第1項の営業収益の4億7,715万9,000円です。水道使用料の給水収益のほか、未普及地域の給水工事受託収益を見込んでおります。

また、第2項の営業外収益の1億4,082万1,000円は、制度改正によりまして長期前受金戻入1億1,700万円を計上したほか、下水道会計からの課長分の人件費負担金と消費税還付金を計上しております。

次に、支出に移ります。

第1款水道事業費用として5億8,800万円を計上しております。主な支出といたしましては、第1項の営業費用の5億2,147万6,000円です。この主な支出は、県水の受水費、施設の修繕費、施設監視や料金収納事務の委託料、減価償却費などとしております。制度改正によりまして減価償却費を7,580万円増額しました。

また、第2項の営業外費用の870万円は、企業債の利息等の支出を予定するものでございます。

第3項の特別損失の5,156万7,000円は、制度改正により、退職給付引当金として3,734万2,000円などを計上しております。

次の211ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入の第1款資本的収入として1億3,500万円を計上しております。

第1項出資金の5,830万円は、一般会計より水道未普及地域解消事業の出資を受けるものでございます。

第2項の負担金の2,446万円は、給水申込金、下水道関連工事負担金等を予定するものでございます。

第3項の国庫支出金の5,224万円は、水道未普及地域解消事業及び老朽管更新事業の国庫補助金です。

次に、支出の第1款資本的支出といたしまして5億400万円を計上しております。

第1項建設改良費の4億8,512万5,000円の主な支出は、水道未普及地域解消事業に1億500万円ほど、送配水管及び施設改良事業に3億100万円ほど、下水道関連移設事業に1,200万円、老朽管更新事業に4,150万円を予定するものでございます。

また、第2項償還金の1,887万5,000円は、企業債の元金償還を予定しております。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億6,900万円につきましては、過年度損益勘定留保資金1億6,090万4,000円、当年度損益勘定留保資金1億7,500万円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,309万6,000円で補填するものでございます。

次の212ページをお願いします。

第5条は債務負担行為を定めるもので、長谷送水ポンプ場更新事業を平成27年度まで1億8,600万円の限度額とするものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものです。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を500万円とするものでございます。

次のページ以降につきましては、実施計画、給与明細書となっております。

221ページをお願いします。

平成26年度御嵩町水道事業予定貸借対照表となっております。会計制度の改正によりまして新しい基準で作成しましたので、その旨を少し説明させていただきます。

次の222ページをお願いします。

2. 流動資産の(2)未収金の後に新たに貸倒引当金を、負債の部、4. 固定負債の(1)企業債を、(2)引当金として、イで退職給付引当金を、5. 流動負債の(4)引当金として、イで賞与引当金を、次の223ページをお願いします。6. 繰延収益として、(1)長期前受金、(2)長期前受金収益化累計額など新たな予算科目を計上いたしましたので、後ほどお目通しをよろしく願います。

次の224ページをお願いします。

ここからは旧会計制度で作成した平成25年度予定貸借対照表、予定損益計算書となります。

次に、229ページをお願いします。

実施計画明細書となっております。

次に、236ページをお願いします。

こちら制度改正によりまして予定キャッシュ・フロー計算書を新たに掲載させていただきました。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローとして、当年度純利益は914万9,000円を予定しております。

238ページをお願いします。

こちら制度改正に伴い、注記を掲載させていただいております。

また、附属書類として主要施策の概要の40ページには事業概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第7号 平成26年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

次に、補正予算に入ります。

議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

議案第8号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回の一般会計補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入支出見込みの精査などによる増額または減額補正が主であります。既に各委員会協議会において担当課から詳しく説明しておりますので、私からは国の補正予算に伴い、平成26年度に予定していた事業を前倒しで行うため計上したものの、また特色のあるものなどを中心に説明をさせていただきます。

第1条で、1億2,955万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億3,188万円とする旨規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条、繰越明許費、第3条、債務負担行為、第4条、地方債の補正はそれぞれ追加または変更をするためのものであります。

繰越明許費は、第2表 繰越明許費補正で説明しますので、6ページをお願いいたします。

まず、民生費における子ども・子育て支援システム導入等業務委託389万6,000円の繰り越しは、平成26年度から段階的に施行される子ども・子育て支援事業に係る電算システム開発導入経費を繰り越すものであります。

次に、土木費の道路ストック調査点検業務委託1,831万円の繰り越しは、国の平成25年度補正予算において事業採択されたことにより、前倒しで補正予算に計上をし、翌平成26年度へ繰り越すものであります。

7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正は、給食センター業務の一部民間委託事業に関し、平成26年4月

1日からの消費税率引き上げに伴う追加費用額109万3,000円を限度額として設定するものであります。

8ページ、第4表 地方債補正は、借入限度額の変更4件であります。

まず、庁舎防災対策事業は、亜炭鉱廃坑対策事業を先行実施するため、改修工事延期による今年度借り入れをやめるものであります。

県道改良事業負担金負担事業についても、負担金の決算見込み額が少額なため、借り入れをしないものであります。

公共下水道浸水対策事業は、長岡雨水幹線工事に充当するものですが、社会資本整備総合交付金の限度額確定に伴い1,800万円に、また通学バス購入事業は、購入額確定により290万円にそれぞれ借入額を減額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法についてはいずれも変更はございません。

11ページに移り、歳入の説明をいたします。

款01町税は、決算見込み額精査により、町民税を4,000万円増額、固定資産税を2,200万円減額するものです。

12ページに移ります。

款14国庫支出金、項02国庫補助金、目01総務費国庫補助金の節02地域の元気臨時交付金は、第2次交付決定に伴い、373万8,000円増額するものです。

目04土木費国庫補助金、節01土木費補助金880万円の計上は、国の補正予算に伴う道路ストック調査点検業務に充当するための防災安全交付金であります。

13ページをお願いします。

款15県支出金、項02県補助金、目01総務費県補助金、節02電源立地地域対策交付金は、交付決定による1,752万2,000円の増額です。

節03総務費補助金の補正は、環境モデル都市に関連する補助金の計上であります。まず、緑化推進事業に充当する市町村振興補助金を120万円、アクションプラン策定に対する清流の国地域振興補助金を410万円、それぞれ計上しています。

14ページに移り、目02民生費県補助金、節03児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援システム導入などにより、安心子ども基金補助金を581万8,000円増額し、また私立保育園の職員処遇改善を目的とした新しい補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金245万2,000円を計上しています。

15ページをお願いします。

款16財産収入では、赤道売却などによる町有土地売却収入を61万5,000円増額しています。

款17寄附金の補正は、ふるさと納税の寄附金を増額し、また可児ライオンズクラブなどから

の寄附金を民生費寄附金として計上しています。

16ページに移り、款18繰入金、項01基金繰入金は、助成団体への補助金交付額確定に伴うふるさとふれあい振興基金繰入金を1,438万4,000円減額するものです。

項02特別会計繰入金は、平成24年度事業費精算によるものであり、介護保険は144万4,000円の増額、後期高齢者医療は145万8,000円の減額であります。

17ページをお願いいたします。

款20諸収入、目05雑入の補正は5件あります。最初に、中学校の緊急地震速報設置事業助成金として、とうしん地域振興協力費25万円を計上し、平成24年度精算に伴う高額医療費戻入金を1,110万円増額、その他として福祉医療費補助金及び障害者自立支援給付負担金の追加交付として532万6,000円を増額しています。伐採補償料72万8,000円は、電力会社からの送電線保全に係るものであり、最後に、昨年度実施した共和中学校亜炭充填事業に対する特別分担金精算により、可児市からの負担金29万9,000円の計上であります。

款21町債につきましては、先ほど第4表 地方債補正で説明を行いました、合計で1億7,310万円の減額であります。

歳出の説明ですので、18ページに移ります。

先に人件費の補正に関しまして、その主な内容は育児休業取得者に係る給料、職員手当の減額などです。よって、以降の説明は、この人件費を除かせていただくとともに、それ以外のものについても主要なものみの説明とさせていただきます。

款02総務費、目01一般管理費における節11需用費は、公用自動車に係る燃料費及び修繕料の増額であります。

節14の土地借上料は、新丸山ダム旧会議所建物敷地に係るものであり、平成24年度をもって賃貸借契約終了に伴い、全額落とすものであります。

目03企画費は、節11で組織見直しに伴う課名の表示看板変更のための修繕料を増額していません。

目04電算管理費の補正は、平成25年度から岐阜情報スーパーハイウェイに対する市町村負担金が必要になったことに伴い、295万3,000円の計上であります。

目05財産管理費、節11需用費は、これも組織見直しによる庁舎内の電話回線設定変更に伴う修繕料を増額しています。

節13委託料及び、次ページ掲載の節15工事請負費は全額カットいたします。これは、本庁舎の耐震改修工事を予定しておりましたが、先に庁舎敷地の亜炭鉱の調査充填を平成26年度より実施するため、工事施行を延期するための措置であります。

19ページの目14財政調整基金費は、今補正での歳出削減を踏まえた積立金、運用利子合わせ

て1,601万円の増額です。

目16減債基金費から目18ふるさとみたく応援基金費までの補正は、利子、寄附金の増額に伴うものであります。

目20庁舎整備基金費は、新たな歳出科目であり、議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の公布、施行を経て1億8,325万円を積み立てるものであります。

20ページに移り、款03民生費の説明をいたします。

目05介護保険費の節28繰出金では、介護給付費増加による特別会計への繰出金を1,108万2,000円増額します。

21ページをお願いします。

目10障がい福祉費においても、障害者自立支援給付費が延びており、節20扶助費を1,754万円増額しています。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費、節13委託料において、繰越明許費で説明させていただきましたが、子ども・子育て支援システム導入等委託料389万6,000円を計上し、翌平成26年度へ繰り越すものであります。

目02児童運営費、節19の補正は、歳入で説明をいたしました県補助金を原資に、同額245万2,000円を補助金として支出するものです。

23ページをお願いいたします。

款04衛生費、項02清掃費の手数料26万3,000円の減額は、小和沢処分場の廃止を予定しておりましたが、調整池において大腸菌が確認されたことに伴い、廃止確認処理作成手数料を減額するものであります。

25ページをお願いします。

款08土木費、項02道路橋梁費の補正は、道路等調査点検委託料として1,831万円増額しています。国の補正予算で道路ストック調査点検業務が採択され、前倒しで計上、翌年度に全額繰り越しをするものです。

26ページをお願いいたします。

款10教育費、項02小学校費の節11需用費は、伏見小学校LPガス漏れ、各小学校受水槽の凍結対策のための修繕費がかさんだため、年度末ではありますが、修繕費を50万円増額するものであります。

27ページをお願いします。

教育費の目03学校給食センター費の減額補正は、昨年4月に議決されたシステム食器洗浄機、その更新に伴う食器購入費に関し、事業費確定に基づき行うものであります。

款12公債費における元金の減額、利子の増額については、償還額確定に伴うものであります。

28ページから30ページまでの給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第9号、第10号、第11号について御説明をいたします。

初めに、議案第9号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書の補正予算書のつづりの中の黄色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ539万3,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ22億652万6,000円とするものでございます。今回の2次補正の主なものといたしましては、歳入では、国民健康保険税に伴います年間調整額の補正、それから国や県の負担金、交付金と繰入金の確定などにより行うものでございます。また、歳出におきましては、国保データベースのバージョンアップに伴います補正、それから保険給付費の年度内支払い見込みに伴います補正、共同事業拠出金額の確定に伴う補正などでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。主な項目のみ説明させていただきます。よろしく申し上げます。

款01国民健康保険税でございますが、一般分で1,250万円、退職分で760万円、合わせて2,010万円の減でございます。これは国保本算定に伴います年間調整額の減によるものでございます。1次補正の段階で補正ができませんでしたので、今回の補正と合わせて計上させていただいております。よろしく願いをいたします。

款03国庫支出金の国庫負担金で3,142万7,000円の増でございます。

8ページをお願いいたします。

一番上の国庫補助金でございますが、1,068万1,000円の減額でございます。負担金、補助金ともに交付額の確定によるものでございます。

款04療養給付費交付金2,641万3,000円の増は、現年度分は変更交付額の確定、過年度分は平成24年度追加交付決定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

共同事業交付金1,928万2,000円の減額は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業交付金が確定したことによる減額でございます。

下の段の款09繰入金でございますが、一般会計からの繰入金は事務費の歳出増によるものでございます。

保険税軽減相当分を繰り入れる保険基盤安定繰入金と保険税負担の平準化を図る財政安定化支援繰入金は繰入金額の確定によるもので、合わせて209万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

上段の総務費、一般管理費は、委託料で国保情報データベースシステムのバージョンアップに伴います委託料の増額と、それからレセプト点検用のパソコン購入に係ります備品購入費でございます。合わせて121万8,000円の増額でございます。

それから、下段の保険給付費につきましては、療養給付費で80万円、11ページ上段の高額療養費は、一般で1,200万円、退職で260万円、それぞれ支出見込み額の精査に伴います増額補正でございます。

11ページ下段の款07共同事業拠出金、こちらは合計で1,407万4,000円の減額ですが、高額医療費と保険財政共同安定化事業の拠出金がそれぞれ確定したことによるものでございます。

12ページの上から2段目の款08保健事業費298万7,000円の減額は、今年度の特定健診事業が終了いたしまして負担金が確定したことによるものでございます。

予備費は収支見込みによる調整でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書つづり薄紫色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額から9万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,598万7,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

初めに、広域連合支出金の9万7,000円の減額につきましては、75歳以上を対象に実施いたしますぎふ・すこやか健診の事業費が確定したことに伴います減額補正でございます。

続きまして歳出でございます。

款03保健事業費の健康診査費は、先ほど申し上げましたぎふ・すこやか健診の事業費が確定したことに伴います9万7,000円の減額でございます。

款04諸支出金の償還金は、平成24年度保健事業費確定に伴います広域連合への償還金として13万3,000円の増額でございます。

同じく諸支出金の一般会計繰出金は、平成24年度保健事業費等の確定に伴いまして145万8,000円減額するものでございます。

5ページをお願いします。

予備費は、収支調整のため132万5,000円を増額いたしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

第1条第1項ですが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,412万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億9,092万1,000円とするものでございます。

また、第2項でございますが、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加いたしまして、予算総額をそれぞれ758万6,000円とするものでございます。

それでは、最初に保険事業勘定について説明をいたします。今回の補正は、介護給付費の増加に対応していくための補正内容が中心となっております。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

款03国庫支出金の項01国庫負担金ですが、介護給付費の増加に伴いまして2,506万円の増額補正でございます。

項02国庫補助金の地域支援事業交付金（介護予防事業）でございますが、これは事業費の見込みによります18万9,000円の減額でございます。

その下のシステム改修費補助金は、4月からの消費税増税に伴います介護保険システムの改修費に係ります国庫補助金でございます。

款04支払基金交付金の介護給付費交付金でございますが、こちらも介護給付費の増に伴いまして2,236万4,000円の増額でございます。

目02地域支援事業交付金は、介護予防事業費の見込みによります22万円の減額となっております。

ます。

款05県支出金の介護給付費負担金ですが、こちらも介護給付費の増に伴いまして1,583万7,000円の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

県補助金の地域支援事業交付金につきましては、事業費の見込みに伴います9万5,000円の減額でございます。

次に、款06繰入金、項01一般会計繰入金でございますが、一般会計からのそれぞれの繰入金として増減ございますが、合計で1,069万6,000円の増額補正でございます。

目の01介護給付費繰入金、こちらは介護給付費の増に伴い、1,291万4,000円の町からの繰入金の増額となっております。

目02地域支援事業繰入金、こちらは、国・県と同様に事業費の見込みによります9万4,000円の減額でございます。

目04その他一般会計繰入金でございますが、事業費の精査によりまして173万8,000円の減額となっております。

目05地域支援事業繰入金でございますが、こちらは包括的支援事業費の法定外分でございますが、事業費の見込みによります38万6,000円の減額となっております。

10ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定繰入金ですが、サービス事業勘定の収支の精算によるもので49万1,000円の減と、それから平成24年度地域支援事業精算金といたしまして138万4,000円の増額となっております。合計で89万3,000円の増額でございます。

款09諸収入の雑入でございますが、こちらは電気自動車購入に係る補助金ですが、事業費の確定によりまして36万円の減額となっております。これは、当初予定しておりました購入金額よりも大幅な値引きがございましたので、購入金額が下がったことによるものでございます。地域支援事業費交付金精算金で6万1,000円の減額、合わせて42万1,000円の減額となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

上段より一般管理費、賦課徴収費、認定費とございますが、これら事務費を精算いたしまして、合わせて188万3,000円の減額補正となっております。

12ページをお願いいたします。

中段、保険給付費でございますが、25年度につきましては、最終的に13億6,783万6,000円を見込んでおりまして、7,380万4,000円の増額補正となっております。

また、12ページ下段の審査手数料や、13ページ上段の高額介護サービス費も同じく増額をお

願いするものでございます。

款04諸支出金の一般会計繰出金ですが、平成24年度地域支援事業交付金の精算といたしまして、包括的支援事業法定内分6万円、サービス事業勘定分138万4,000円、合わせて144万4,000円の増額でございます。

続きまして、款05地域支援事業費ですが、筋トレなどの介護予防事業費見込みによりまして64万3,000円の減額でございます。

14ページにあります包括的支援事業等費では、徘徊高齢者早期発見事業システム委託や配食サービス、それから介護者手当など、各種支援事業の見込みによりまして、合計で88万円の減額となっております。

最後、予備費7万3,000円は、収支の調整による減額でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

歳入でございますが、サービス収入42万5,000円の増額は、年間のサービス計画作成件数の見込みによるものでございます。

歳出でございますが、款01事業費の居宅介護支援事業費は、直営で行う介護予防プラン作成件数がふえたことに伴いまして、委託に出す介護予防プラン作成件数が減ったことによりまして46万8,000円の委託料の減額でございます。

款02諸支出費の保険事業勘定繰出金は、先ほど説明しましたように89万3,000円の増額となります。

以上で、議案第9号、第10号、第11号、3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

インデックス補正予算の黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

今回の下水道特別会計補正予算につきましては、国の補正予算に伴いまして平成26年度に予定していた事業を前倒しで行うために計上したもののほか、事業が年度末を迎え、収入支出の見込みがおおむね出たことによりまして補正でございます。

平成25年度下水道特別会計補正予算（第2号）は、第1条で2,301万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,970万円とする旨規定しております。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条の繰越明許費につきましては、第2表 繰越明許費で、第3条規定の地方債補正につきましては、第3表 地方債補正で説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、事業名、下水道整備事業として8,000万円の繰り越しを行うものでございます。優良財源である国庫補助金を有効に活用するため、国の25年度補正予算に伴う国庫補助事業として要望させていただきました。年度内の完成が見込めないため繰り越しを行うものでございます。大庭台地内の管更正工事1,000メートルを予定しております。

次の5ページをお願いします。

今回の地方債の補正は、公共下水道建設事業に充当する地方債の借入限度額1億2,710万円について640万円減額し、1億2,070万円とし、流域下水道事業負担金に充当する地方債の借入限度額2,220万円について40万円増額し、2,260万円とするものです。それぞれの事業量の増減により、合計で600万円の減額です。起債の方法、利率及び償還の方法については変更はございません。

7ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

款01分担金及び負担金の項01負担金は、下水道事業受益者負担金について猶予解除区域が見込みよりふえないことなどに伴い、484万7,000円の減額です。

款02使用料及び手数料の目01下水道使用料も、見込みにより375万2,000円の減額です。

その下、目01下水道手数料は、実績により3万6,000円の増額です。

次のページ、款03国庫支出金の目01社会資本整備総合交付金は、見込みにより530万円の減額です。

款04県支出金の目01下水道事業費県補助金は、見込みにより79万5,000円の減額です。

款08諸収入の目01延滞金は、実績により1万4,000円の増額、その下、目01雑入は、流域維持管理負担金調整金等が237万4,000円の減額です。

次の9ページをお願いします。

款09町債の目01下水道事業債は、先ほど御説明申し上げたとおり600万円の減額です。

次のページをお願いします。

ここからは歳出でございます。

初めに、款01下水道事業費の目01下水道維持管理費では、節02給料等が人事異動により減額、節19負担金補助及び交付金は、見込みにより流域下水道維持管理負担金等が減額、節27公課費は消費税確定による減額で、目01下水道維持管理費合計では1,054万7,000円の減額です。

下段、下水道建設費では、02給料等が人事異動により減額。08報償費、09旅費、11需用費は、見込みによりそれぞれ減額。節13委託料は入札差金等により減額。節15工事請負費は、平成25年度当初予算事業の9,600万円を国の緊急経済対策事業として24年度の繰越事業にしたことによる減額。平成25年度の国の補正予算事業として26年度当初予算で予定していました事業から8,000万円を前倒して実施することにより、差し引き1,600万円の減額。節16原材料費は見込みによる減額です。

次の11ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金は、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金が、岐阜県が国の補正予算を活用するための増額で、目01下水道建設費合計では2,070万1,000円の減額です。

款02基金積立金では、目01下水道基金積立金を1,500万円の増額。

款03公債費は、見込みにより105万円の減額。

款04予備費では572万円の減額です。

以上で、議案第12号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

これより条例関係に入ります。

議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

それでは、議案書つづりの5ページをお開きください。

議案第13号 御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明は資料つづりでいきますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

午前中の町長の施政方針にもございましたが、平成26年度から始まる御嵩町の大きな行政課題、亜炭鉱廃坑の対策と環境モデル都市の推進という二本柱の事業を限られた人員で効率的かつ効果的に行うための組織機構の改革を予定しております。具体的には、総務部に亜炭鉱廃坑対策室、環境モデル都市推進室を新設いたします。

このことにより、内部組織設置条例につきまして、第2条の事務分掌でございますが、今まで建設部にありました「鉱害対策に関すること」を削除し、総務部に「亜炭鉱廃坑対策に関すること」を、また同じく総務部に「環境モデル都市の推進に関すること」を加えます。さらに、今後13年後に開業予定のリニア中央新幹線計画や近年の人口減少への政策対応のため、「リニア中央新幹線に関すること」及び「移住定住対策に関すること」の2つを追加し、事務分掌の全般にわたりまして各部の行政課ごとに並びを変更するものでございます。

なお、2ページから4ページにかけて新旧対照表がございますので、後ほどお目通しをください。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書つづりの7ページ、議案第14号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

これも資料で御説明いたしますので、資料つづりの5ページをお願いいたします。

概要の2番目でございますが、御嵩町職員の給与体系は現在6級制で運用されております。主事、主事補が1級、主任が2級、主査が3級、係長が4級、課長が5級、そして部長が6級であります。御嵩町では、これまで係長や課長への昇任前に試験制度を取り入れ、過去の年功序列的な人事制度を見直して、組織と人の活性化、能力向上を図ってまいりましたが、職階級別の人員体制面と給与の支給体系面とのアンバランスにより、職員のモチベーション維持と士気の高揚にさまざまな問題が生じておりました。今回御提案いたします7級制の導入は、職制による職員の仕事の責務実績と能力などを給料に適正に反映させることにより、いわゆるこれから頑張ろうとする職員のやる気を出し、結果、頑張った職員が真に報われるようにするためのものです。

改正後ですが、7級制では、係長試験合格者を主任主査、課長試験合格者を課長補佐として、それぞれ4級、5級に位置づけし、課長は6級、部長は7級としますが、現行の5・6級は上位級にスライドし、また、5級から6級への昇格も直近上位の昇格として人件費の増加を抑制いたします。

また、資料の4番目でございますが、期末・勤勉手当における加算割合の見直しを同時に行

い、現行での3級からの加算を2年間の激変緩和措置を実施しながら削減し、4級係長からの実質的な役職加算制度としてまいります。

そして、この条例の施行日は平成26年4月1日であります。

資料の6ページから新旧対照表が、また18ページから25ページには今回の改正により影響を受ける条例についての新旧対照表がございますので、後ほどお目通しをください。

以上で議案第14号についての説明を終わります。

次に、議案つづりの15ページから18ページ、議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について御説明させていただきます。

御嵩町職員の定年前での退職については、これまで早期退職に関する規定により、勧奨退職や承認退職などの職員側からの退職願に応じて退職手当などの人事管理を行ってまいりましたが、言うなれば毎年時期を限定しますけれども、職員側から定年前退職の希望があれば、町側がこれに応じるシステムとなっておりました。しかし、今回国家公務員において早期退職募集制度が導入されたことに伴い、地方公共団体においても退職管理の適正と透明性を確保するための措置が必要とされることになりました。

御嵩町においても、これまでの勧奨退職制度を廃止いたしまして、当条例を新規に制定し、町が主導的に定年前早期退職者の募集を行い、退職特例措置の拡充を図るシステムを創設してまいります。

内容と手続の流れについては、議案書15ページの中ほどからの第2条にございますが、概要としましては、第2項で町側から職員の年齢や職位等を特定して人数や期日、期間、対象の範囲などを記載した早期退職者の募集要項を作成し、職員に周知を行い、職員はこれに応じて自発的に応募をすることになります。

16ページの第11項ですが、町はこの応募に対して一定の基準をもって認定、または不認定の判断を行い、17ページ第12項で、応募者に通知をします。そして、18ページですが、17項、認定された場合は、町は認定者の人数を公表し、認定者は定年前早期退職特例措置の適用を受けるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

なお、資料つづりの26ページには条例の概要がございますので、あわせて後ほどお目通しをください。

以上で議案第15号の説明を終わります。御審議のほど、重ねてよろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第18号 御

嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制定について、以上4件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、4件の議案について説明させていただきます。

まず最初に、議案第16号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

さきに議案第8号、一般会計補正予算の中で説明しました新たな基金を創設し、積み立てるための条例改正であります。

議案つづり19ページをお願いいたします。

基金の名称を「庁舎整備基金」、設置目的を「庁舎の建設又は大規模な改修の資金に充てるため」などの規定を別表第1に追加するものであります。

また、福祉向上基金、教育振興基金に係る改正は、寄附金の字句を現行の法令用語に合わせるためのものであります。

なお、施行日は公布の日からとしております。

次に、2件目の議案でございます。

議案つづり20ページでございます。

議案第17号 御嵩町消費税等の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

平成26年4月1日からの消費税率が5%から8%への引き上げに伴い、関係する条例7件を一括で改正するための条例制定であります。

第1条は行政財産の目的外使用料、第2条は一般廃棄物埋め立て処分場の登記料、第3条は都市公園の使用料、第4条は下水道料金、第5条は道路占用料、第6条は法定外公共物の占用料、最後に第7条は上水道料金に関し、いずれも現行内税方式で規定しているものを消費税相当額を加算した額、いわゆる外税方式に改めるものであります。ほかにも、1円未満の端数処理規定に関し、言い回しなどの改正をしております。

条例の施行期日は、平成26年4月1日であります。

資料つづり29ページをお願いいたします。

29ページから30ページにかけて条文の概要などを示しております。さらに31ページ以降は各条例の新旧対照表を掲載しております。後ほどお目通しをお願いします。

最後に、4月1日からの消費税税率引き上げを控え、総務省から各地方公共団体に対し、消

費税は転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、消費税の適正な転嫁を基本とした公共料金等の改定など適切に対処されるよう通知がありました。この通知の趣旨を反映する条例制定であります。

3件目に移らせていただきます。

議案第18号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明であります。

資料つづりのほうで説明させていただきますので、資料つづり45ページをお願いいたします。

昨年12月13日に公布、施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、団員の処遇改善のため、必要な措置を講ずることが義務づけられました。これにより、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、それに伴う退職報償金引き上げのための条例改正であります。概要にありますように、団員を除き一律5万円の上乗せとなります。

施行期日は平成26年4月1日であり、それ以前に退職した、いわゆる平成25年度退団者は改正前の条例に基づく退職報償金が支給されます。

最後、4件目の議案について説明いたします。

資料つづり48ページをお願いいたします。

議案第19号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

平成24年6月に公布されました地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条が改正されました。その改正内容は、共同生活介護、ケアホームの共同生活援助、グループホームへの一元化に伴い、法第5条第10項以下が1項ずつ繰り上げられるものであり、その施行期日が平成26年4月1日であります。このため、条例における引用条項の項ずれが生じるための関係条例3件の一括改正を行うものであります。

第1条で御嵩町消防団員等公務災害補償条例を、第2条で御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を、第3条で御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例を、それぞれ改正するものであります。

49ページ以降に新旧対照表を載せていますので、お目通しをお願いします。

なお、施行日は平成26年4月1日であります。

以上、議案第16号から第19号まで都合4件の条例改正、制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 小木曾昌文君。

住民環境課長（小木曾昌文君）

それでは、議案第20号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案つづりの27ページをお開きください。

今回の条例は、排出量が増加傾向にあります生活系可燃ごみの排出の抑制を図り、ごみ減量へとつなげるため、2つの施策を軸として新たに実施するため関係します条例の一部を改正するものであります。

条例の改正に当たりまして、平成22年度から御嵩町廃棄物減量等推進審議会を中心に議論を進めてまいりまして、具体的な施策に当たり、住民の方へのアンケート調査や可燃ごみ組成調査の実施、そして減量効果の実証のため、生活学校や婦人の会等諸関係団体の方、そしてモデル自治会の方々など大変多くの方々に御協力をいただきながら進めてまいりました。そして、ごみ減量化のための実施計画案として策定し、条例の改正に至りました。

先ほど申し上げました2つの施策の1つ目は、可燃ごみの容量が大きく減りますプラスチック製容器包装の分別収集の導入です。2つ目は、ごみ減量の意識を持っていただくため、御嵩町の一般廃棄物処理手数料、ごみ袋料金の改定であります。具体的には、6月にプラスチック製容器包装の分別収集の導入をしまして、その減量効果を実施していただいた後の10月1日から一般廃棄物処理手数料、ごみ袋料金の値上げを行うというものであります。

プラスチック製容器包装分別収集とあわせて可燃ごみ料金の値上げを行わせていただくことによりまして、住民の皆様にごみ袋の使用を意識していただくことでプラスチック製容器包装以外のものも含め、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用により、一層のごみ減量につなげていただき、ごみ袋料金の値上げによる新たな経済的負担が生じないような料金設定といたしました。さらに、減量効果に見合うよう可燃ごみ袋に中袋を創設しまして、ごみ袋の使用、購入に係る経済的な負担が軽減となるような仕組みといたしました。

今回の条例改正は、プラスチック製容器包装の分別収集に係る一般廃棄物処理手数料、資源ごみ袋料金の創設と可燃ごみ・不燃ごみに係る一般廃棄物処理手数料、ごみ袋料金の改正は施行期日と適用区分が異なりますので、改正が2つの条立てとなっております。

第1条としまして、第8条第1項の表に「資源ごみ（プラスチック製容器包装に限る。）、町の指定するごみ袋 1袋につき10円」を加えるものです。

第2条としまして、第8条第1項の表中、可燃ごみ及び不燃ごみをそれぞれ町の指定するご

み袋（大）1袋につき「50円」を「70円」に、町の指定するごみ袋（小）1袋につき「30円」を「35円」に改め、可燃ごみに「町の指定するごみ袋（中）1袋につき45円」を加えるものがあります。

28ページをお願いいたします。

附則としまして、第1項は、施行期日として、第1条の規定は平成26年5月10日から、第2条の規定は平成26年10月1日からそれぞれ施行するものであります。

第2項では、適用区分として、第1条のプラスチック製容器包装資源ごみ袋手数料の規定については、平成26年6月1日以降の収集、運搬及び処分に係る手数料について、第2条の可燃ごみ・不燃ごみの処理手数料の改正の規定については、平成26年10月1日以降の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用するものでございます。

第3項では、経過措置として、第2条の規定により可燃ごみ・不燃ごみ処理手数料が改正となり、それぞれの袋を新しくする予定であります。平成26年10月1日前に購入された可燃ごみ・不燃ごみの袋につきましては、平成26年11月30日までの収集、運搬及び処分に係る手数料としてみなすものであります。

なお、資料つづりの52ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定について御説明をさせていただきます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして、今まで介護保険法により規定されておりました部分が市町村の条例に委任されることに伴い、必要な事項を条例制定するものであります。

地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を条例委任したものでありまして、具体的には職員の資格に関する規定及び配置する職員の員数に関する規定、厚生労働省で定めるその他の事項などであります。

御嵩町地域包括支援センターは平成18年4月より稼働しておりますが、設置に関する条例と

か規則がございませんでしたので、今回の条例委任にあわせて設置規定も盛り込んだ形での条例制定とさせていただきますたく上程させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、条文の内容を説明させていただきます。

議案書の29ページ、資料つづりは54ページでございます。

第1条は、介護保険法第115条の46第2項の規定に基づき、地域包括支援センターを設置するという設置規定でございます。

第2条は、地域包括支援センターの名称と所在地について規定してございます。

第3条は、地域包括支援センターの利用時間と休日についてでございます。

第4条は、地域包括支援センターの職員についてであります。保健師を1名、社会福祉士を1名、主任介護支援専門員、通称ケアマネジャーといますが、1名置くということを規定しております。なお、現在でもこの3名で運営をしておるところでございます。

第5条は、地域包括支援センターの業務内容についてでございます。第1項第1号は、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランのことでございますが、これを作成すること。第1項第2号と第3号は、総合相談、介護予防事業などになります。第4号は、町長が必要と認める事業についてのことを書いてございます。

第2項は、地域包括支援センターで作成するケアプランを他の指定介護居宅事業者に作成委託をすることができるという内容でございます。

第6条は、ケアプランの作成対象者は介護度が要支援1及び要支援2であること。介護予防事業は、町内に居住する65歳以上の者とその家族が対象であるということでございます。

第7条は、ケアプランを作成する者に対して前もって業務の説明と同意を得なければならないということが書いてございます。

第8条は、地域包括支援センターの利用料についてでございます。原則無料でございますが、介護保険料を滞納している場合であったり、あるいは実費が発生する場合については利用料の徴収ができるということが別表に記載されております。

第9条は、この条例に定めるもののほか必要な事項については町長が別に定めることができるという委任についての規定でございます。

附則といたしまして、この条例は26年4月1日から施行するということでございます。

以上で、議案第21号 御嵩町地域包括支援センター設置条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明

を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案につきましては議案つづりの31ページを、資料につきましては資料つづりの56ページをお願いします。こちらのほうで説明をさせていただきます。

改正の趣旨から説明をいたします。

この条例改正につきましては、特定事業場、人の健康及び生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質を含む下水を排出する施設を設置する工場または事業所及び除外施設、下水道施設の機能を妨げまたは損傷するおそれのある下水を除外するための障害を除去するための施設からの下水の排除基準について、岐阜県木曾川右岸流域下水道を構成する市町の下水道条例で規定する排除基準、これは下水道法施行令の排除基準と同じでございますが、それと整合させるため等の改正でございます。

概要につきましては、57ページの新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第9条の改正につきましては、排水設備等の工事の検査に関して町の職員を削るもので、排水設備等の工事の検査業務の一部について委託業者に行わせることができるよう改正するものでございます。

第10条の改正につきましては、特定事業場からの下水の排除の制限に関して、製造業及びガス供給業に関する特定事業場について、下水道法施行令第9条の5第2項の基準と整合させるために読みかえ規定を追加するものでございまして、同項第1号中、アンモニア性窒素含有量を1リットルにつき「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満に」、同項2号中、水素イオン濃度を水素指数「5を超え9未満」とあるのを「5.7を超え8.7未満」に、同項3号は生物化学的酸素要求量、第4号は浮遊物質、第6号は窒素含有量、第7号はリン含有量についての読みかえ規定でございます。

次のページ中段からの第11条の改正は、除外施設の設置等に関して、下水道法施行令第9条の11第2項の基準と整合させるために読みかえ規定を追加するものなどで、次のページをお願いします。59ページ1行目後段の同項2号中、温度を「45度未満」を「40度未満」に、第3号はアンモニア性窒素含有量、第4号は水素イオン濃度、第5号は生物化学的酸素要求量、第6号は浮遊物質、第8号は窒素含有量、第9号はリン含有量についての読みかえ規定でございます。

56ページに戻っていただきまして、施行日につきましては公布の日から施行するというこ

でございます。

以上で、議案第22号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

学校教育課長 藤木伸治君。

学校教育課長（藤木伸治君）

それでは、議案つづり33ページをお願いいたします。

議案第23号 御嵩町子どもの笑顔づくり条例の制定についてを御説明いたします。

説明には、資料つづりの60ページにあります概要にて御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに趣旨です。全ての子供は町の宝であります。笑顔いっぱい心身ともに健やかに成長することが私たち町民全ての願いであります。しかし、いじめはその笑顔を奪い、心身の健やかな成長を妨げるものでありますから、いじめの未然防止及び早期発見、解決を図るための基本理念や関係者の責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策推進法に基づき、町長及び教育委員会の附属機関の設置について整備するものであります。

第1条では、いじめを未然に防止して子供の笑顔があふれるまちづくりを推進することを目的としております。

2条です。いじめ、子ども、町立学校等の言葉の定義を定めています。

3条では、いじめはどこの学校でも起こり得るという認識のもと、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、全ての子供が自分自身の問題として理解を深める等の基本理念を定めています。

4条から6条までは、いじめに対して必要な施策や体制の整備及び関係機関の連携を図るなど、町の責務や町立学校として、また保護者としての責務を定めております。

次ページをお願いします。

第7条です。子供自身がいじめを行ってはならないことやいじめを受けた場合の対応などについて、子供の役割を定めております。

第8条、地域における見守りや声かけ等、町民及び事業者等としての責務を定めています。

第9条では、相談窓口の一元化や学校に教育相談員等の配置など相談体制の整備を定めています。

第10条、11条では、教育委員会の下にいじめ未然防止委員会の設置や組織など附属機関につ

いて定めています。いじめ未然防止委員会の委員は5人以内で、任期は2年としています。

また第12条、13条では、重大事態への対処及び発生防止のために町長の附属機関として、いじめ等調査委員会の設置及び組織を定めています。いじめ等調査委員会では、委員は4人以内で、任期は2年としています。

第14条から第17条では、再発防止策の要請、子供への配慮、個人情報の取り扱いについて、またその他の学校への協力要請を定めています。

第18条です。子供や保護者、教職員によるいじめ防止への取り組みによって、子供たちが心身ともに健やかに成長し、笑顔があふれる学校を表彰することを定めています。

第19条、20条では、所掌事務及び委任を定めています。

施行日は平成26年4月1日としています。

以上で説明を終わりますが、次ページ、63ページから71ページまで逐条解説つきの条例を添付させていただきましたので、お目通しいただければと思います。御審議のほどよろしく願います。

議長（加藤保郎君）

議案第24号 町道の路線認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、私のほうからは、町道の路線認定について御説明させていただきます。

議案つづりの39ページをお願いいたします。

議案第24号 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条第1項の規定により、次の2路線について町道の路線を認定いたしたく、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

表中の整理番号の1番、路線名、御嵩170号線、起点を御嵩町御嵩字千ノ井10番地先より終点御嵩町御嵩字長谷1902番1地先とし、延長38メートルを、次に整理番号2番、路線名、御嵩171号線、起点を御嵩町御嵩字木下1753番4地先より終点御嵩町御嵩字木下1753番1地先とし、延長83メートルの2路線を新たに町道として認定しようとするものです。

なお、御嵩171号線につきましては、木下地内の国道21号可児御嵩バイパスに設置された地下道となりますが、こちらを自転車歩行者専用道路として認定するものでございます。

ただいま御説明いたしました2路線の位置は、資料つづりの72ページに御嵩170号線を、73ページに御嵩171号線を位置図として添付いたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。御審議のほどよろしく願います。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

次の本会議は3月10日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。御苦勞さまでした。

午後1時42分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

